

第12次山形県鳥獣保護管理事業計画（素案）に対する意見と修正の考え方について

計画（素案）の関係項目	環境審議会自然環境部会（H29.1.30）及び特定鳥獣保護管理検討委員会（H29.2.7）のおもな意見、委員からの提出意見	素案からの修正の考え方
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> 「希少な鳥獣については、餌となる動物を含め、その生息環境とともに保全する一方、」という表現は、曖昧であり、「希少な鳥獣については、その生息環境を良好な状態に保全する一方、」に改めるべき。（自然環境部会／幸丸部会長提出意見） 	→ 意見のとおり修正する。
第一（略）		
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 「山形県第12次鳥獣保護管理事業計画（以下「保護管理事業計画」）は国が示す「基本指針」に準拠して策定されることが望ましく、山形県の事情により、それに拠ることが困難又は合理的でない場合は、その理由を明記すべきである。（自然環境部会／幸丸部会長提出意見） 	→ 以下に記載するとおり。
1 鳥獣保護区の指定		
(1) 前計画期末の状況		
(2) 方針	<ul style="list-style-type: none"> 「保護管理事業計画」に対してはP(計画)・D(実施)・C(点検)・A(改善＝次期計画)サイクルが適用されるべきであり、特にC(点検)が可能なような記述あるいは資料が盛り込まれることが望ましい。(〃) 「…の必要性について検討する。」という表記で締めくくられている事項については、検討方針、及び次期計画の検討時期までに、その結果を明らかにすることを明記すべきである。(〃) 指定区分毎の鳥獣保護区については、前計画におけるそれぞれの指定基準の達成状況を点検し、未達成であれば、現計画においてその達成を目指すべきであり、現計画の達成状況の点検結果は、次期計画に反映されるべきである。(〃) 森林鳥獣生息地：（基本指針に準拠して）森林面積10,000haにつき1ヶ所指定されているか点検する。山形県の森林面積67万haの場合、67カ所となるが、達成できていない理由を明らかにする。(〃) 第二-1-(2)における「希少な猛禽類」については保護対象を明記すべきである。(〃) 大規模生息地：県内において（基本指針の）要件ア～ウに該当する地域のうち、代表的なものが少なくとも一つ指定されているか点検する。(〃) 集団渡来地：県内の集団渡来地をすべてリストアップし、タイプ別（ア：鳥類の種類・数が多い、イ：渡りの経路上重要）に代表的なものが少なくとも一つ指定されているか点検する。(〃) 集団繁殖地：保護対象及びその集団繁殖地をすべてリストアップし、タイプ別に代表的なものが少なくとも一つ指定されているか確認する。(〃) 希少鳥獣生息地：保護対象及びその生息地をすべてリストアップし、種毎にその生息地のうち代表的なものが少なくとも一つ指定されているか確認する。(〃) 	→ 鳥獣保護区の新規指定に向けた県内生息地の点検は重要であり、指定区分に応じた生息地の県内の状況を点検することについて方針に記述を追加するものとする。
		→ 基本指針に従い、指定区分ごとの鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の中長期的な方針について規定している。
		→ イノシシなど有害鳥獣の増加により鳥獣保護区の指定に対する県民感情は厳しさを増しており、望むべき指定基準との乖離が大きくなっている状況であり、前計画の未達成分を次期計画で達成を目指すのは困難と考える。
		→ 基本指針では、「森林面積が概ね10,000ha毎に1ヶ所を選定し、面積300ha以上の指定に努めてきたが、今後は保護の目的とする鳥獣を明らかにして、その保護に適切に考慮した上で新規指定又は更新等を検討する」としている。 本県では、前計画末期で32カ所であるが、合計面積は68,020haであり、基本指針に照らして指定すべき20,100ha以上と比較して十分な面積を指定していると考えている。
		→ 保護の目的とする鳥獣としてイヌワシ、クマタカの生息地が含まれて指定されるように「イヌワシ、クマタカといった希少な猛禽類」と具体名を追加する。
		→ 大規模生息地の鳥獣保護区として飯豊山鳥獣保護区（1ヶ所）が指定されている。基本指針において大規模生息地の鳥獣保護区は、要件ア（多様な鳥獣が生息）、イ（鳥獣の生息密度が高い）、ウ（植生、地形等が鳥獣の生息に適している）の全てを満たすこととされているが、飯豊山鳥獣保護区はこれらを満たすものである。
		→ 集団渡来地の鳥獣保護区は、国指定（2カ所）のほか、県指定として千眼寺裏鳥獣保護区（1ヶ所）がある。鳥類の種類・数が多い集団渡来地（ア）は、本県で最も多い1万～5千羽レベルの集団渡来地を国が指定しており、渡りの経路上重要な集団渡来地（イ）は、最上川上流に位置し、渡りの経路にあって回復すべき集団渡来地を県が指定している。 ガン・カモ類の渡来地ごとの渡来数についてリストを整備している。
		→ 集団繁殖地の鳥獣保護区として飛島鳥獣保護区（1ヶ所）が指定されている。当該保護区は、本県レッドリストで唯一、絶滅のおそれのある地域個体群（LP）に選定されている「飛島と周辺の島々のウミネコ繁殖個体群」の生息地を包括しており、本県を代表する集団繁殖地である。基本指針の指定基準である「集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、草地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域」について中核的な地区を指定しているものとする。
		→ 希少鳥獣生息地の鳥獣保護区は、国指定（イヌワシ、クマタカ：1ヶ所）がある。県として指定はないが、他の指定区分の鳥獣保護区として一部の生息地が指定されている。

計画（素案）の関係項目	環境審議会自然環境部会（H29.1.30）及び特定鳥獣保護管理検討委員会（H29.2.7）のおもな意見、委員からの提出意見	素案からの修正の考え方
2 特別保護地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> 特別保護地区については、基本指針において、「特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。」とされているので、このことが達成されているかどうか指定状況を点検する。（自然環境部会／幸丸部会長提出意見） 	<p>→ 大規模生息地（1ヶ所）：特別保護地区指定あり 集団渡来地（1ヶ所）：特別保護地区指定なし 集団繁殖地（1ヶ所）：特別保護地区指定なし 希少鳥獣生息地（鳥獣保護区指定なし） 集団渡来地（1ヶ所）、集団繁殖地（1ヶ所）のいずれも小規模な保護区で居住地域を含むことから、特別保護地区の指定は難しい状況である。</p>
第三 （略）		
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 (1) 希少鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> 「保護管理事業計画」中の用語は明確に定義され統一的使用されるべきである。「希少な鳥獣」について定義を明確にし、表記を統一すべきである。（自然環境部会／幸丸部会長提出意見） 「希少な鳥獣」の定義については、第二-1-(2)-イ-（オ）希少鳥獣生息地の保護区における定義が最も正確なものと思われるのでこれに統一した上で、第四-1-(1)-(第9表)に環境省が指定する希少鳥獣を加え、各種について「生息地の保護」、「人の立ち入り等繁殖阻害要因の排除」等「適切な保護方策」を具体的に明記すべきである。（〃） 	<p>→ 「はじめに」の段で用いる「希少な鳥獣」とは、法や本計画に定義する用語として用いているものではなく、県内の概況を説明するために一般的な概念として用いている。</p> <p>第二-1-(2)-イ-（オ）「希少鳥獣生息地の保護区」の項目名は、基本指針に定める保護区の種別名である。この保護対象は、県内の実態に即したものにすることがあるため、環境省及び県の最新のレッドリストで絶滅危惧種に区分される鳥獣として範囲を定めている。</p> <p>第四は許可に関する事項を定める章であり、1-(1)の「希少鳥獣」は、本県が捕獲許可の対象とする希少な鳥獣の範囲を定義するものである。このため、本県の最新のレッドリストで絶滅危惧種に区分される鳥獣から、環境大臣が捕獲許可の権限を有する環境省令に定める希少鳥獣を除き、「山形県希少鳥獣」として定義したものである。</p> <p>→ 本章は許可に関する事項を定める章であり、「山形県希少鳥獣」の保護対策として、5-(2)-ウ-（ア）に捕獲許可の基準を記載している。捕獲許可以外の対策については、基本指針に従い、第二（鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項）に規定している。</p>
2～4 （略）		
5 鳥獣の管理を目的とする場合 (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合 (2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	<ul style="list-style-type: none"> くくりわなの使用を極力避けることとあるが、くくりわなの製造業者がいるのであれば営業上の問題にならないか。くくりわなは全国的には必要だということで認められているものであると思うので、他県の状況も確認しながら進めて頂きたい。（自然環境部会／皆川委員） 第12次計画(案)では、数の調整をする場合の許可先及び被害防止のときの許可先は、個人又は法人（その従事者）等との記述しかない。特にイノシシやニホンジカが増加し、捕獲に当たっての危険・事故も増大する恐れがある。知事からの権限移譲により市町村長も許可権者となり、誰に許可を出すのかは重要な事柄である。特に大型獣については、収益獲得を意図した当該地域を知らない業者や猟友会活動に加わらない又は離脱した個人や集団にも許可されることになれば、捕獲の現場は錯綜して安全確保が困難になり、鳥獣被害対策実施隊活動など市町村と一体となって取り組んでいる本会としては看過できない。本計画を実施するに当たり、許可権者が統一した基準により事務を遂行できるよう、県としてしっかりとした指導指針を定める必要があると考える。（特定鳥獣保護管理検討委／梅川委員、山形県猟友会提出意見） 	<p>→ 本県は全国的に見てもツキノワグマの生息密度が高く、錯誤捕獲による事故の危険が大きいことから、このような記述を特に加えているものである。この記述は許可捕獲の基準であるため狩猟での使用は可能であり、また、くくりわなを自作する狩猟者もおり、販売への影響はあるとしても軽微なものと考ええる。</p> <p>→ 本計画における許可対象者の規定については、法に則り環境大臣が定めた基本指針のとおりに記載しているものである。</p>
6～11 （略）		
第五～第十 （略）		